

説 明 資 料
平成 19 年 9 月 26 日
資源循環局業務課
美化推進等担当

喫煙禁止地区の指定等について
「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例
(ポイ捨て・喫煙 禁止条例)」の一部改正について

1 喫煙禁止地区について

(1) 喫煙禁止地区（3か所）の指定 … 資料別添

当初指定する場所については、横浜を代表する場所であること、乗降客数が特に多いことを考慮し、また、市民の方々から当初からなるべく多くの地区を指定して欲しいという意見もいただいたため、次の3か所を指定することとし、9月1日に告示しました。



地 区 名	地区内の主な場所	面 積
横浜駅周辺地区	横浜駅西口・東口	4. 5ヘクタール
みなとみらい21地区	桜木町駅周辺	4. 7ヘクタール
関内地区	関内駅周辺、市庁舎	4. 1ヘクタール

(2) 禁止地区内における規制範囲

喫煙禁止地区内で喫煙が禁止される場所は「屋外の公共の場所（条例第 11 条の 2）」となっており、この「公共の場所」は「道路、公園その他の公共の用に供される場所（条例第 2 条第 5 項）」と規定しています。したがって、屋外であれば、場所の公有・民有を問わず、公共の用に供される場所では喫煙が禁止されます。

2 過料の適用について

(1) 過料の適用開始日

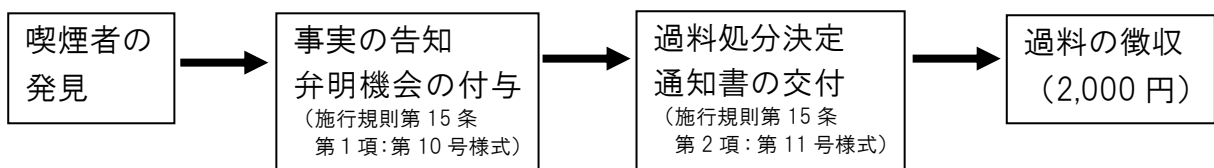
平成 20 年 1 月 21 日（月）

(2) 体制

過料の徴収には、県警OBを含む本市職員 16 名が従事し、土日を含む毎日、喫煙禁止地区を巡回します。

(3) 過料適用の手続き

喫煙者を発見した場合、身分証を提示し、「ここでの喫煙は条例に違反している」旨を告知します。喫煙者の弁明や処分決定通知書の交付等、所定の手続きを経て、過料を徴収します。



3 周知活動について

9月1日の条例一部施行から来年1月21日の過料適用開始までの間、十分な周知活動を行い、条例への理解と喫煙禁止地区の周知を図ります。

(1) 条例周知キャンペーン

喫煙禁止地区において啓発物品（ポケットティッシュ）の配布

【9月26日までの実績】

実施日数：8日間、動員人数：約350人

啓発物品配布数：約44,000個

(2) 鉄道事業者との協働

市内のほぼ全駅にポスターの掲示、また、車両の中吊り広告を実施

事業者：JR、相鉄、京急、東急、横浜高速鉄道

掲示枚数：ポスター約450枚 中吊り広告2,800枚

(3) 市外からの来訪者及び外国人への周知

禁止地区内の駅にポスター掲示のほか、横断幕を掲出します。

また、禁止地区内の路面表示には英語を併記し、表示看板は4か国語（日本語、英語、韓国語、中国語）で表記します。

(4) その他の取り組みと予定

9月	横浜スタジアム	オーロラビジョン及び場内放送の活用 9月開催試合から実施
	各区キャンペーン (西・中区を除く)	駅頭や区民まつり等で実施 9月18日神奈川区から順次実施
10月	ごみ収集車による 広報	収集作業中のテープ放送
	喫煙禁止地区内	路面表示及び看板掲示 下旬を目処に実施
12月 20年1月	喫煙禁止地区内	周知強化期間として集中的にキャンペーン を実施 1月20日(日)周知キャンペーンの総仕上げとして、大規模なイベントを実施

【喫煙禁止地区地図】

資料

の区域が
喫煙禁止地区です

横浜駅周辺地区（4.5ヘクタール）



みなとみらい21地区（4.7ヘクタール）



関内地区（4.1ヘクタール）

